

○ 財 務 省 告 示

財務省告示第百九号

たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第四十条第二項の規定に基づき、製造たばこに係る広告を行う際の指針(平成元年大蔵省告示第百七十六号)の全部を、次のように改正する。

平成十六年三月八日

財務大臣 谷垣 禎一

製造たばこに係る広告を行う際の指針

近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の高まり、世界保健機関(WHO)におけるたばこ規制枠組条約の採択、主要国のたばこに関する規制の状況など、喫煙をとりまく環境は大きく変化している。

これらの点を踏まえ、製造たばこに係る広告(以下、「たばこ広告」という。)を行う者が、より一層、二十歳未満の者の喫煙防止及び製造たばこ(以下、「たばこ」という。)の消費と健康との関係に配慮するとともに、たばこ広告を過度にわたらないように行うことを目的として、旧指針を改正し、ここに新たな指針を定めるものである。

一 全体的指針

たばこ広告を行う際には、二十歳未満の者の喫煙防止に十分配慮し、広告が過度にわたり幅広く積極的に喫煙を勧めることのないよう留意しなければならない。また、たばこの健康に及ぼす悪影響に関する情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断するための環境整備に資するよう心がけなければならない。

このような考え方にに基づき、以下の点に沿ってたばこ広告等を行うものとする。

(1) 二十歳未満の者の喫煙防止への配慮

二十歳未満の者の喫煙防止の必要性を十分勘案した上で広告場所を選ぶなど、広告方法に配慮すること。また、たばこ広告の内容についても二十歳未満の者の注意を惹くことなく、二十歳未満の者を対象としないものとするとともに、二十歳未満の者の喫煙が禁止されていることについて注意を喚起すること。

(2) たばこの消費と健康との関係についての配慮

たばこが健康に及ぼす悪影響に関して誤解を招かないよう配慮するとともに、喫煙と健康との関係に関して適切な情報提供を行うこと。

(3) たばこ広告が過度にわたらないことへの配慮

幅広く積極的に喫煙を勧めるような広告内容や広告方法等を避けること。

(4) その他

たばこ広告以外の喫煙を促進させるような販売促進活動等に関しても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。なお、加熱式たばこを加熱するための機器に係る広告についても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。また、情報通信手段の進展等に伴い、たばこ広告等が国境を越えて伝達される可能性が高まることに留意すること。

二 媒体等広告方法別の指針

前号に掲げる指針を踏まえた上で、以下の点に沿って媒体等広告方法別にたばこ広告等を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオ及びウェブサイト等におけるたばこ広告

二十歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこと。

(2) 新聞紙及び雑誌その他の刊行物におけるたばこ広告

主として二十歳以上の者の読者を対象としたものに行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力に鑑み、広告方法等に配慮すること。

(3) はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告

たばこの販売場所、喫煙所又は二十歳以上の者のみが利用する場所において行うこと。

(4) 見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布

二十歳以上の者に限定して行うこと。また、郵送等による場合を除き、たばこの販売場所、喫煙所又は二十歳以上の者のみが利用する場所において行うこと。

(5) 販売促進企画（販売促進物品の提供及び懸賞キャンペーンその他の催し等をいう。）

二十歳以上の者を対象としたものに限定して行うこと。

(6) 後援（スポンサーシップ）

出場者及び運営に従事する者がすべて二十歳以上の者であり、かつ主として二十歳以上の者を対象とした催し等に限定して行うこと。また、放送（インターネットによる通信を含み、二十歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除く。）を目的とした催し等に対しては、行わないこと。

三 喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針

(1) たばこ広告の中には、以下のイからニに掲げる文言を、明瞭に、読みやすいよう表示するものとする。ただし、面積が著しく小さい広告その他のイからニに掲げる文言の全部を表示することが困難な広告については、当該広告の周囲にイからニに掲げる文言を表示する方法等により、たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す文言を示すことができる。

イ 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる文言

ロ たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）別表第四に掲げる文言（規則第三十六条第十項の規定により財務大臣が定める紙巻等たばこに係る広告を除く。）

ハ 規則第三十六条の二の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言

ニ 規則第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言

(2) 面積が小さい広告又は長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に掲載する広告（それぞれ紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこに係る広告に限る。）に(1)イに規定する文言を表示しようとする場合は、(1)イに規定する文言に代えて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる文言を表示することができる。

(3) たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により同法第二条第三号に規定する製造たばことみなされる場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ロ及びニ並びに(2)の規定は適用しないものとし、(1)中「イからニ」とあるのは「イ及びハ」と、(1)イを「イ たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）別表第五に掲げる文言の一及び規則別表第六に掲げる文言」とする。

四 この指針の対象に含まれない広告

喫煙を促進しないような、企業活動の広告並びに喫煙マナー及び二十歳未満の者の喫煙防止等を提唱する広告については、この指針の対象に含まれない。

附 則（平成十六年財務省告示第百九号）

1 この指針（以下、「新指針」という。）は、平成十六年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

一 電車及び自動車の車両等に掲出され又は表示されるたばこ広告に係る新指針第一号、第二号(3)及び第三号の規定 平成十六年十月一日

二 はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を除く。）に掲出され又は表示されるたばこ広告に係る新指針第一号、第二号(3)及び第三号の規定 平成十七年四月一日

三 後援に係る新指針第一号、第二号(6)及び第三号の規定 平成十八年十二月一日

四 新指針第三号の規定（前各号に掲げるたばこ広告等に係るものを除く。） 平成十六年十月一日

- 2 前項の規定にかかわらず、はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を除く。）に掲出され又は表示されるたばこ広告であって、当該たばこ広告の掲出又は表示に係る契約の有効期限が平成十七年四月一日以後に到来するもの（当該契約の締結が公布の日以後に行われたものを除く。）については、新指針第三号の規定は平成十七年四月一日から適用し、並びに新指針第一号及び第二号(3)の規定は平成十七年十月一日から適用する。
- 3 平成十六年九月三十日までに発売される新聞紙及び雑誌その他の刊行物に掲出され又は表示されるたばこ広告に係る新指針の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年財務省告示第四十号）

- 1 この告示は、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の第三号の規定は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から適用する。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、製造たばこに係る広告（次項に掲げるものを除く。）に関するこの告示による改正後の第三号の適用については、令和二年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 令和二年六月三十日までに発売される新聞紙及び雑誌その他の刊行物に掲出され又は表示される製造たばこに係る広告に関するこの告示による改正後の第三号の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和四年財務省告示第百号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一（第三号(1)イ関係）

紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに係る広告	規則別表第一の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこの項下欄に掲げる文言の一及び規則別表第三の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこの項下欄に掲げる文言
加熱式たばこに係る広告	規則別表第一の加熱式たばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二の加熱式たばこの下欄に掲げる文言及び規則別表第三の紙巻た

	ばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこの項下欄に掲げる文言
かみたばこに係る広告	規則別表第一のかみたばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二のかみたばこの項下欄に掲げる文言及び規則別表第三のかみたばこ及びかぎたばこの項下欄に掲げる文言
かぎたばこに係る広告	規則別表第一のかぎたばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二のかぎたばこの項下欄に掲げる文言及び規則別表第三のかみたばこ及びかぎたばこの項下欄に掲げる文言

別表第二（第三号(2)関係）

紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに係る広告	「20歳未満の者の喫煙は禁じられています。たばこの煙は、あなたや周りの人が肺がん、虚血性心疾患、脳卒中になる危険性を高めます。」
加熱式たばこに係る広告	「20歳未満の者の喫煙は禁じられています。加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質が含まれるなど、あなたや周りの人の健康への悪影響が否定できません。」